

ガスシステム改革に向けた国民からの御意見 (平成28年2月23日～平成28年3月24日)

※個人情報等を除き、御意見本体について原文を掲載しております。

御意見 (平成28年3月23日)

昨年6月に成立したエネルギーシステム改革関連法の眼目は、これまで縦割りであったエネルギー市場を一体的に改革し、以て、エネルギー企業の相互参入や異業種からの新規参入等を促し、エネルギー選択の自由度の拡大や競争を通じたエネルギーコストの最大限の抑制、安定供給の確保を実現し、消費者の皆様の利益向上を図ることにあると認識しています。

私ども電力関連産業で働く者としても、エネルギー産業に従事する者として、エネルギーシステム改革を通じた消費者利益の向上に貢献できるよう精一杯努力してまいり所存ですが、その大前提は、各エネルギー事業に働く者にとって納得感が得られるような公平・公正な競争条件の下で、現場第一線の創造性や自主性を発揮しながら、お客さま利益の増進のために互いに切磋琢磨していけるような環境を整備いただくことであると考えます。

以上の基本的な考えのもと、現在進められている来年4月からのガス小売全面自由化に向けた制度設計につきまして、下記のとおりご意見申し上げます。

1. 二重導管規制の在り方について

近年、エネルギーコストの上昇基調が継続するなか、熾烈な国際競争の渦中で大変厳しい事業環境にあるエネルギー多消費産業のお客さまから、ガス導管供給に従事する私どもの現場に対しまして、現行の二重導管規制の大幅な緩和を通じた未熟調ガス供給に対する強いニーズをいただいています。

一方、二重導管規制については、昨年1月の「ガスシステム改革小委員会報告書」において、既存導管網の有効活用とお客さまの選択肢拡大の観点から、小売全面自由化実施を待たずに「抜本的な見直し」を行うべきとされていたところ、現在、既存需要に対するお客さま利益阻害性の判断基準として示されている「ネットワーク需要の0.5%/年」という水準は、未熟調ガス供給を希望されるエネルギー多消費産業の需要規模(数千万 m^3 から数億 m^3 /件)を踏まえますと、これらお客さまのニーズに十分お応えするものとは言えず、過度な新規参入障壁となるのではないかと強く懸念します。

二重導管規制の在り方に関する今後のご検討にあたっては、現に、私どもがお客さまから頂戴している未熟調ガス供給に対する強いご期待やご要望も踏まえていただいたうえで、お客さま利益の増進や選択肢の拡大、公平・公正な競争環境の整備を通じた事業機会の拡大、未熟調ガスの活用によるガス市場全体の競争活性化を通じた料金の低廉化やサービスの向上等を実現する観点から、大幅に緩和いただきますようお願いいたします。

なお、二重導管規制の緩和が著しくお客さま全体の利益を阻害しないよう、託送供給料金に影響を及ぼす範囲を予め設定するなど適切な消費者保護のための措置を講じることも肝要と考えます。

2. マンション等へのガスの一括供給について

現在、電気の供給約款におきましては、受電設備の所有や維持・管理を行うなど受電実態があるマンション等に対する電気の高圧一括供給が認められており、当該マンション等の各戸にお住まいのお客さまには、各戸契約よりも低廉な価格での電気の供給が可能となっています。

一方、ガスにおきましては、こうしたマンション等への一括供給が認められておらず、各戸にお住まいのお客さまに対しまして、一括供給によるより低廉な価格でのガスの供給がかなわないのが実情です。

今春からの電力小売全面自由化や来春からのガス小売全面自由化以降、エネルギー市場の垣根を越えた競争の活性化によるエネルギーコストの低廉化やお客さまサービスの向上など、エネルギーシステム改革の成果を広く国民の皆様にご享受いただくため、ガスにつきましても、電気と同様に、マンション等への一括供給が可能となるよう見直しを図っていただきたいと考えます。

3. 託送供給料金の審査の在り方について

本年4月からは、ガスに先行し電力小売参入が全面自由化され、2020年には沖縄電力を除く電力全社と電源開発の発送分離が実施されます。一方、ガスシステム改革において2022年に行われるガス導管部門の法的分離は、大手3社のみにとどまります。

このように、同じネットワーク部門の中立性確保のために実施される規制措置において、送配電部門とガス導管部門の間で大きな違いがあることも踏まえ、公平・公正で透明なネットワーク利用のための託送料金の妥当性や納得性を確認するという観点に立てば、ガス導管部門に係る託送料金の審査方法は、少なくとも送配電部門に対するそれと同様に厳格であって然るべきではないでしょうか。

しかしながら、来春のガス小売全面自由化に向けて、同じ期間内に多数の事業者から事前認可申請がなされるという理由から、ヤードスティック方式が採用されようとしていますが、同方式による査定では、託送料金の透明性を十分担保することは困難ではないかと考えますし、ひいては託送料金の低廉化を通じたお客さま利益が損なわれたり、小売部門と導管部門の厳正な原価配賦による競争公平性の確保に支障が生じないか懸念しています。

また、同じ小売全面自由化に向けた託送料金審査において厳格に個別原価の査定が実施された電気事業に働く者といたしましても、ガス事業に対しては個別審査ではなくヤードスティック方式が採用されることについて、公平性の観点で納得しかねます。

なお、多くの事業者から事前認可申請がなされることは、改革実施を決断した政府において予め十分認識されていたはずであり、個別審査に伴い行政コストの増大が懸念されるというのは、個別審査を行わない合理的な理由とはなり得ないと考えますし、何よりも、行政コストを厭うあまり厳格な個別審査を行わず託送コストの低廉化が損なわれるような事態となれば、消費者の皆様の負担増大につながりかねません。

つきましては、来春のガス小売全面自由化に向けたヤードスティック方式の採用は、あくまで暫定的な対応であることを明確にさせていただいたうえで、託送料金の透明性やお客さま利益、競争上の公平性を確保いただく観点から、新たな制度への移行後に、あらためて託送原価内訳の公開と個別査定が実施されるべきと考えます。

以 上